

水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市（以下「市」という。）が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想並びに市が策定した地域計画及び経営所得安定対策の円滑な推進、農業経営の改善及び活性化並びに持続可能な農業振興の推進事業の実施に関する費用の一部を支援するため、予算の範囲内において水田農業構造改革対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し市内の農地を耕作する農業者及び農業者の組織する団体等のうち、次条第2項に規定する期間内において別表に定める補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を実施した者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。
 - (1) 第4条第1項の規定による申請時において、市税を滞納している者
 - (2) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助率等)

- 第3条 補助金の補助率等は、別表に定めるところによる。
- 2 補助金の交付の対象となる期間は、4月1日から翌年の2月28日までの間とする。
 - 3 次条第2項に規定する期間内における同条第1項の規定による申請に

について、当該申請による補助金の交付予定額の合計額が市の当該年度における予算を超えることとなる場合は、第1項で定める補助率等を調整することができる。

4 国、都道府県又は他の市町村等の補助事業と重複する場合は、当該重複する部分に係る費用に相当する額を除いた額を補助対象事業に要する費用として別表の規定を適用する。

(交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水田農業構造改革対策事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請をすることができる期間は、補助対象事業を実施した年度の2月1日から3月10日までの間とする。

3 農業者及び農業者団体で、同じ申請内容を重複して申請することはできない。

4 申請は、別表の1から4までに掲げる各補助対象事業について、年度につき1回限りとする。ただし、同表の1に掲げる補助対象事業のうち次の各号に掲げる事項について当該各号に定める事項が重複しない場合及び同表の3に掲げる補助対象事業について体験農業の内容が重複しない場合は、この限りでない。

（1）農業用機械の購入

（2）農業用機械の点検又は修理

(交付決定及び確定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することに決定したときは、速やかに、交付すべき補助金の額を確定し、水田農業構造改革対策事業補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことに決定したときは、水田農業構造改革対策事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、その旨及び理由を明示して申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付の額の確定を受けた補助対象者（以下「補助確定者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、水田農業構造改革対策事業補助金交付決定兼交付額確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過する日までに、水田農業構造改革対策事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定及び確定の取消し等）

第7条 市長は、補助確定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この要綱に違反したとき。
- （3） 第3条第3項の規定による重複について事前の申出なく国、都道府県又は他の市町村等の補助事業と重複して補助金の交付を受けていることが判明したとき。
- （4） その他市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、水田農業構造改革対策事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助確定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分につき既に補助金を交付しているときは、期限を指定してその返還を命ずるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

補助対象事業	事業内容	補助内容	補助対象	補助額		
				担い手農家 (認定新規就農者等)	一般農業者	農業者団体
1 生産性向上補助事業	農業者が農業用機械の購入、点検又は修理に要した費用の支援 (補助内容1及び2のそれぞれについて、1機限りとする)	1 農業用機械の購入に要した費用 (5万円以上(税抜)に限る)	トラクター、コンバイン、田植機、管理機、草刈機等 [補助対象外] 軽トラック等農業以外にも使用可能なもの、アタッチメント等の機器の付属装置のみの購入	購入費用の20パーセント 上限40万円	購入費用の10パーセント 上限20万円	購入費用の20パーセント 上限40万円
		2 農業用機械の点検又は修理に要した費用 (2万円以上(税抜)に限る)	点検又は修理にかかった費用の20パーセント 上限4万円	点検又は修理にかかった費用の10パーセント 上限2万円	点検又は修理にかかった費用の20パーセント 上限4万円	
2 環境保全型農業補助事業	地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献するため、環境保全に効果の高い営農活動(環境保全型農業)を行う農業者団体に対する支援	環境保全型農業に対する補助 (カバークロップ(レンゲやヘアリーべッヂ等))	農作物の生産で化学肥料を原則5割以上低減する取り組みと合わせてカバークロップの作付ける取組	-	-	1アール当たり600円
3 体験農業補助事業	農地の保全又は地域農業の振興等を目的に活動している農業者及び農業者団体の行う体験農業等の実施に対する支援	体験農業等の実施に係る補助(10人以上での実施に限る)	田植え、稻刈り、芋掘り等市民を対象とした体験農業の実施	1回につき1万円	1回につき5,000円	1回につき2万円
4 担い手農家育成補助事業	地域計画策定区域内において農地を借り受け集積を行った農業者又は農業者団体に対する支援	農地を借り受けた場合の補助	地域計画策定区域内において農地中間管理事業により農地を借り受け集積を行った面積	1アール当たり1,500円	1アール当たり1,500円	1アール当たり1,500円

備考

1の生産性向上補助事業に係る補助対象事業に要する費用には、保証料及び運搬料を除く。

農業者団体は、団体の規約と代表者を定め、口座を開設している、構成員3人以上の団体とする。